

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

◆ 特集Ⅰ ◆ ◆ ◆

「モデル階段」で転倒災害防止

ルール定着は環境改善から

住友電気工業横浜製作所

◆ 特集Ⅱ ◆ ◆ ◆

フォークリフトの災害を防ごう

「フォークリフト安全の日」を開催 産業車両協会

見える化・KYTで注意喚起 ダイワコーポレーション

◆ ニュース ◆ ◆ ◆

適用作業場の拡大へ

厚労省中間まとめ 個人サンプリング法で

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2417

1

1日号

2023

■ 災害のあらまし ■

幼稚園教諭Aが、副主任に昇格後、困難な人間関係に置かれているなかで体調不良を訴え、副主任に就任から1年後に「うつ病、心的外傷後ストレス障害（PTSD）」と診断され、休職した。

■ 判断 ■

幼稚園教諭Aの発病は、職場での長期にわたる一連の出来事が原因だとして、業務上による災害として判断された。

■ 解説 ■

精神障害の業務災害の認定要件は、通達（心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）（令和2年8月21日改正））により、次のとおりとされている。

- 1 対象疾病を発病していること。
 - 2 対象疾病の発病前おおむね6カ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること。
 - 3 業務以外の心理的負荷および側面要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。
- 今回のケースでは、1と3の要件は満たしており、2に該当するかが問題となっている。

2の判断にあたっては、前掲通達の「業務による心理的負荷評価表」をもとに判断されている。なお、心理的負荷の強度は「強」「中」「弱」の3段階で評価し、「強」にあたる出来事がある場合は2を満たすものとされている。また、「中」にあたる出来事が複数ある場合、出来事の数、内容などから全体の評価をし、「強」にあたりと判断される場合は2を満たすものとされて

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 長野会
長谷川社会保険労務士事務所
所長 特定社会保険労務士 長谷川千晃

第348回

いる。

今回のケースは、Aがより経験年数が高い教諭より早く副主任に昇格したこと、教頭と教務主任が対立しており、その板挟みになったこと、当初仲が良かった同僚のB教諭との関係が悪化したこと——によりAに心理的負荷を与えた12個の出来事が発生している。

このうち、心理的負荷が「強」に該当する出来事はないが、「中」に該当する出来事が、次のとおり4つある。

1、B教諭がAへの嫌がらせの意図で研修会への不参加の意思を示したことにより研修会の運営に支障をきたしたこと

2、B教諭とAが言い争いになり、Aの人格を否定するような発言があったこと

3、B教諭とAが共同担任になったこと

4、Aが教務主任から給茶機からお茶が漏れているにもかかわらず対処しなかったことについて厳しい指導を受けたこと

いずれの出来事も、心理的負荷の強度は「中」または「弱」であるが、「中」に該当する出来事が複数あることから、出来事の数、内容などを勘案することになる。

また、前掲通達では、「いじめやセクシュアルハラスメントのように、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが開始されている場合でも、発病前6か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とすること」とされている。

今回のケースは、いずれの出来事も心理的負荷の強度が「中」または「弱」であることもあり、出来事が繰り返されているものと評価するかどうかで業務災害と認定されるかされないかの判断が分かれることになると思われる。

Aに心理的負荷を与えた12個の出来事



には、業務とは全く関係なく純粋にいじめに該当するようなことはないものの、Aに対する不信感、嫌悪感が背後にあると思われることが多く、最終的には、いずれの出来事も共通の人間関係の中で生じていることから一連のものと評価して心理的負荷が「強」と判断され、業務災害と認定されたものと考えられる。なお、今回のケースでは該当しないが、出来事の前後に恒常的な長時間労働（月100時間程度の時間外労働）があった場合、心理的負荷の強度を修正する要素として評価することとされている。

職場内の困難な人間関係の中で仕事をしなければならぬ状況や、業務上の必要性はあるものの不信感や嫌悪感も含まれた会話等のやり取りというものは多かれ少なかれこの職場でも起こり得る。そして、弱い立場の者に精神的な負荷がかかり続けてしまうということも十分考えられる。

企業規模によっては異動などにより物理的に距離をとらせるという当面の対策も可能であろうが、こうした対策が事実上不可能な場合も多いことから、異変に早く気付いて対応し、問題の芽を早く摘んでいくことが非常に重要になる。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp